

「宮崎県トライアル購入事業者認定制度」認定希望事業者の募集！！

宮崎県トライアル購入事業者認定制度とは？

宮崎県内の中小企業等が開発・製造した新規性や利用効果が高い製品等で、県の業務での活用が見込まれる場合に、県が認定を行い試行的に随意契約での購入ができるようにするものです。

- ※ 県が使用(購入)することを保証するものではありません。
- ※ 公共工事で使用することを保証するものではありません。

募集内容

- (1) 対象企業 県内に主たる事業所を有する中小企業者等
- (2) 対象となる製品等
以下の全てを満たす必要があります。

- 既存の製品に比べ、新規性、先進性、独自性があると認められるもの。
- 社会的有用性が認められるもの。
(事務の能率向上やサービス向上につながるもの、省エネ・環境対応など)
- 県の機関での購入が見込まれるもので、これまで購入実績のないもの。

※ 食料品・医薬品(類似品を含む)は、対象外です。不明な点は受付先に御相談ください。

- (3) 募集期間 令和3年7月19日(月)から令和3年9月21日(火)
- (4) 申請方法

県ホームページより申請書様式をダウンロードして記入し、必要書類を添付の上、商工政策課 商工団体担当まで、郵送又は持参により1部提出してください。

〔受付先〕 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部 商工政策課 商工団体担当 小藏崎、大岩根
電話:0985-26-7098

- 〔提出書類〕
- ① トライアル購入事業者認定申請書
 - ② 定款(法人に限る。)
 - ③ 最近2営業期間の決算書及び営業報告書
(これらが無い場合は、経営状況及び事業概要のわかる資料)
 - ④ その他新商品に関する資料
 - ⑤ 県税の納税証明書(未納がない証明)

事業の流れ(製品の募集、認定、評価等)

企業等は、県に申請書を提出

トライアル購入認定審査会 ※申請者による製品説明

申請者に結果(認定・非認定・継続審査)を通知

〔認定され、県が購入した場合〕
製品の使用評価を行い、企業等に通知

詳しい申込方法等は、県の宮崎県トライアル購入事業者制度のホームページをご覧ください。

宮崎県 トライアル購入事業者

検索